岐阜県公安委員会

御嵩町における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業 用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用 自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称		信事立は駐車をよる。帆投寮自	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとな るようにするため必要と認める 事項	合意状況
老人憩いの家	御嵩町中2093-1	御嵩町が実施する一般乗合旅客 自動車運送事業 (区域運行) の 用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	御嵩町地域公共交 通会議において、 令和3年7月27日 合意
大庭台第三集会所西	御嵩町中字八ッ洞2678-1			御嵩町地域公共交 通会議において、 令和5年9月8日 合意